

◎保険料の納め方

納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります。
※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方
➔年金から**《天引き》**になります
(特別徴収)
●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

4月
(第1期)

6月
(第2期)

8月
(第3期)

➔

10月
(第4期)

12月
(第5期)

2月
(第6期)

仮徴収

本徴収

仮徴収(暫定賦課)
4月、6月、8月は、介護保険料が確定していないため、暫定保険料での徴収となります。通常は、前年度の2月期と同額になります。
※8月については所得の状況等で金額が変わることがあります。

本徴収(本算定賦課)
10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。

！

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

➔**増額分を納付書で納めます。**

●年度途中で65歳になった
●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
●年度途中に他の市区町村から転入した
●保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった など

➔原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から天引きになります。
それまでは、納付書で納めます。

年金が年額**18万円未満**の方
➔**《納付書》**で各自納めます
(普通徴収)
●納付書が送付されますので、各納期限までに取扱金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利です。**

手続き

①介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
②たつの市指定の金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

介護保険 Q&A

Q

介護保険料はいつの分から市へ納め始めるの？

A

介護保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。
例 ●6月1日が65歳の誕生日の方 ➔5月分から納めます
●6月2日が65歳の誕生日の方 ➔6月分から納めます

6月1日生まれのわたしは…？

5月

6月

※40歳から64歳までは、各医療保険料(国民健康保険税、社会保険料など)に介護分の保険料が含まれており、世帯主や本人(扶養者)が納めます。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割(負担割合証に記載された割合が3割である場合には4割)になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

【1年間滞納した場合】

●サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。(9割～7割相当分は後で払い戻されます。)

【1年6か月間滞納した場合】

●保険給付の一時差し止め
●差し止め額から滞納保険料を控除

あとで払い戻されるはずの給付費(9割～7割相当分)の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

【2年以上滞納した場合】

●利用者負担の引き上げ
●高額介護サービス費等の支給停止

未納期間に応じて、利用者負担が3割(負担割合証に記載された割合が3割である場合には4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

◎普通徴収の納期限

期 別	納期限
第1期	7月 令和7年 7月31日(木)
第2期	8月 令和7年 9月1日(月)
第3期	9月 令和7年 9月30日(火)
第4期	10月 令和7年 10月31日(金)
第5期	11月 令和7年 12月1日(月)
第6期	12月 令和7年 12月25日(木)
第7期	1月 令和8年 2月2日(月)
第8期	2月 令和8年 3月2日(月)

市指定の金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市役所・各総合支所の窓口またはスマホアプリで納付してください。
詳しくは、納付書裏面に記載の納付方法をご確認ください。

この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。またこの冊子はユニバーサルデザインに配慮して作成されています。
無断転載・複製を禁じます。

令和7年度版 65歳以上のみなさまへ

介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

50%

公費(税金)

国 25%
都道府県 12.5%
市区町村 12.5%
※在宅の場合の内訳

23%

65歳以上の方の保険料

27%

40～64歳の方の保険料

65歳以上の方の負担割合は、平成30年度から23%になりました。

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

たつの市 高年福祉課
(TEL.0791-64-3155)

R7・25500

◎保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

たつの市で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の
負担分(23%)

÷

たつの市に住む
65歳以上の方の人数

＝

たつの市の保険料の基準額

68,400 円 (年額)

この基準額をもとに、本人や世帯の
課税状況等によって所得段階が分かります。

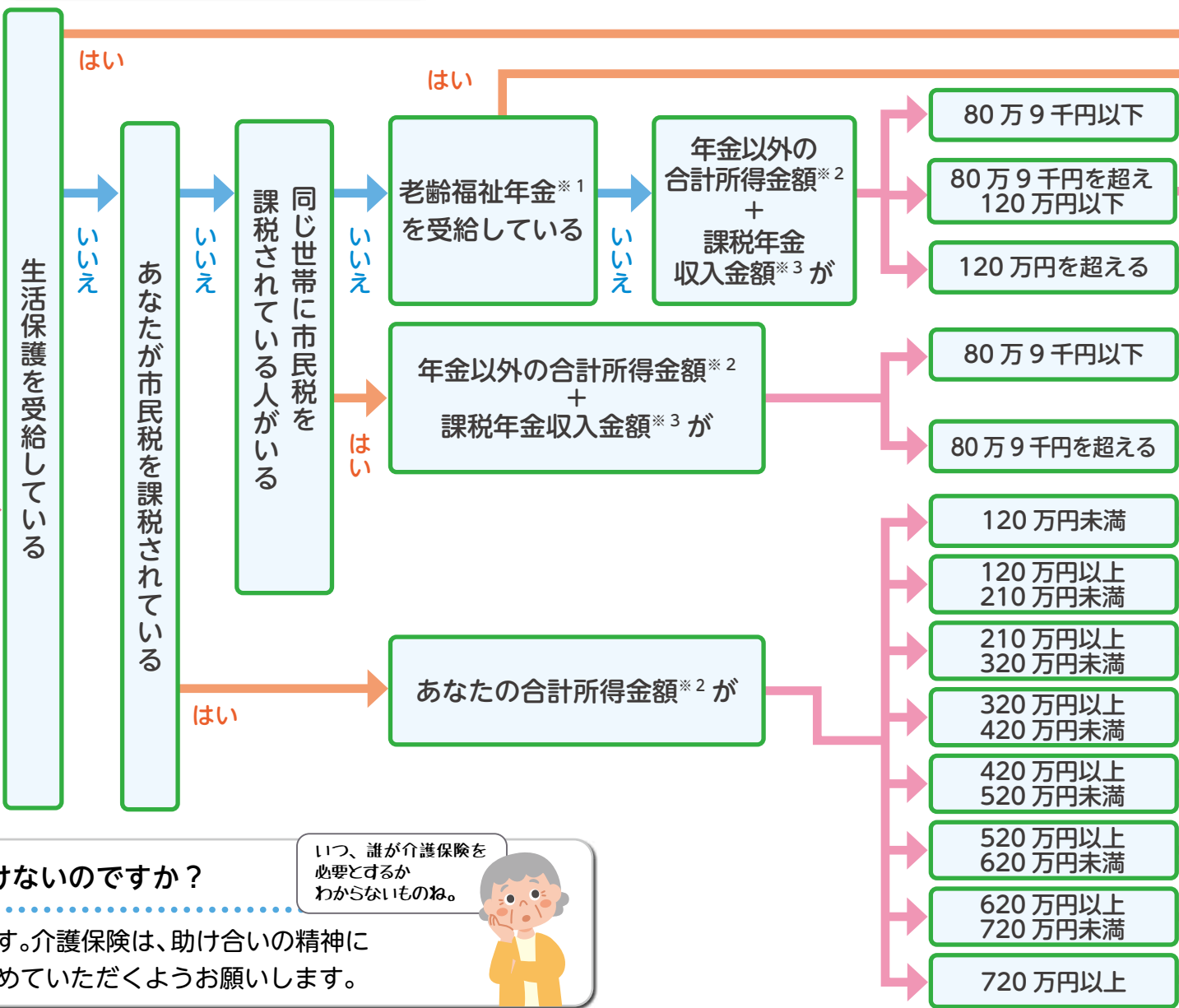
※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方に支給される年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

◎令和7年度保険料の場合、令和6年中の所得金額の合計です。

※3 課税年金収入金額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入金額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

あなたの介護保険料は？



●たつの市の令和6年度から令和8年度の65歳以上の方の介護保険料			
所得段階	対象者	介護保険料	
		月額	年額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税者で、老齢福祉年金受給者の方、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円以下の方	1,624.5円 (5,700円×0.285)	19,494円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円を超え120万円以下の方	2,764.5円 (5,700円×0.485)	33,174円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円を超える方	3,904.5円 (5,700円×0.685)	46,854円
第4段階	本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円以下の方	5,130円 (5,700円×0.90)	61,560円
第5段階	本人が市民税非課税者、世帯員に市民税課税者がいる方で、年金以外の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万9千円を超える方	5,700円 (基準月額)	68,400円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	6,840円 (5,700円×1.20)	82,080円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,410円 (5,700円×1.30)	88,920円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	8,550円 (5,700円×1.50)	102,600円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	9,690円 (5,700円×1.70)	116,280円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	10,830円 (5,700円×1.90)	129,960円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	11,970円 (5,700円×2.10)	143,640円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	13,110円 (5,700円×2.30)	157,320円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の方	13,680円 (5,700円×2.40)	164,160円

Q

サービスを利用していないのですが、介護保険料は納めないといけないのですか？

A

65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービス費をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。介護保険制度を維持していくためにも、確実に納めていただくようお願いします。

いつ、誰が介護保険を
必要とするか
わからないものね。